

補遺 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた事前避難等について

1 はじめに

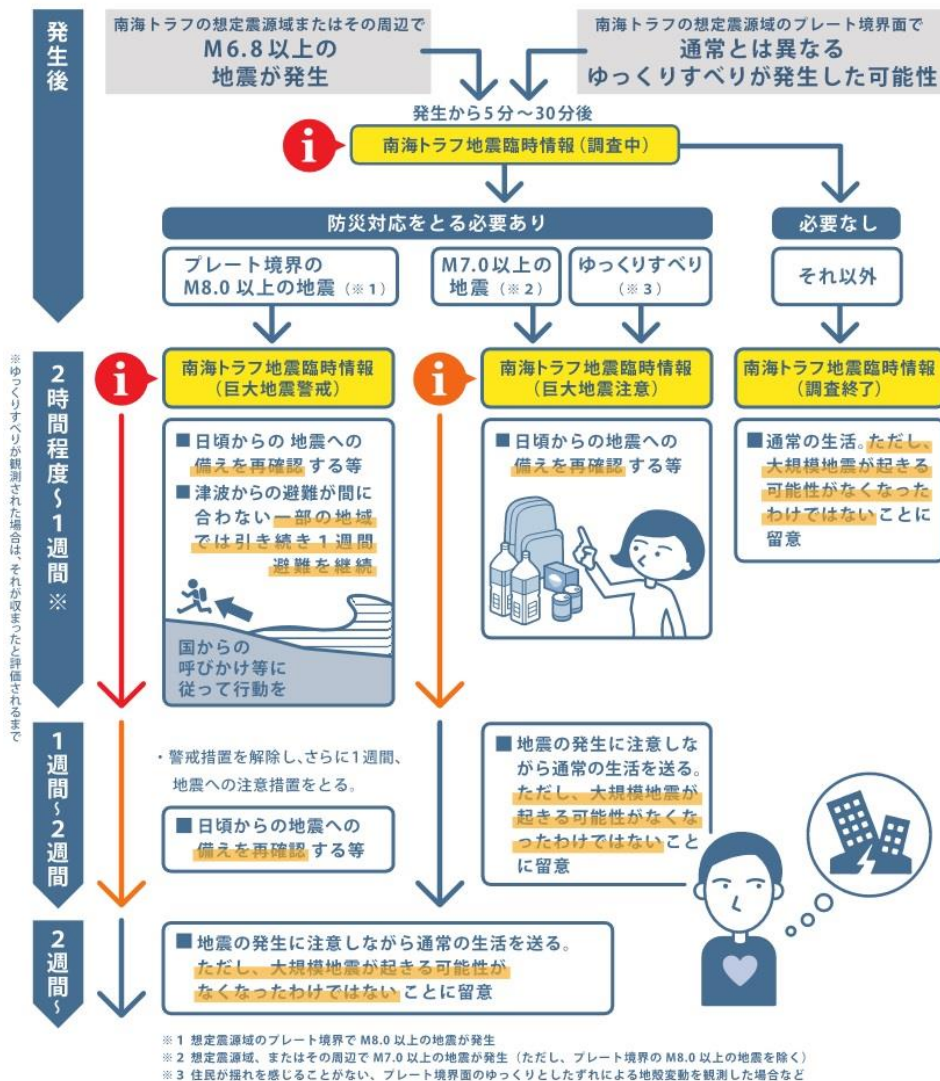
平成31年（2019年）3月「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府。以下、「ガイドライン」という。）において、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に発表される「南海トラフ地震臨時情報」への対応等について、あらかじめ計画としてとりまとめるための参考となるべき事項が示された。

愛知県においても、令和2年（2020年）3月「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き（以下、「手引き」という。）」において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難等の対応について示された。

これらを受け、本市において、地域の実情に応じてさらにきめ細かな対応を検討することにより、後発地震に備え、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、本市では、従前からの突発地震への備えを最重要事項とし、さらなる被害の軽減を目指すため、臨時情報を有効に活用することとする。

地震発生後の防災対応の流れ



2 事前避難対象地域について

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において、M8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討するものである。

事前避難対象地域の検討（津波及び堤防沈下等による浸水に対する事前避難対象地域）

（1）事前避難対象地域を検討するための諸条件

ア 避難検討の位置づけ、基本的な考え方

- ・南海トラフ沿いで、M8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうか検討するものである。
- ・避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うのか否かを検討することを基本とする。

イ 避難検討対象地域

- ・津波による浸水のリスクが高い地域・・・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずる地域（沿岸津波の到達時間が30分以内の地域）
- ・堤防沈下等による浸水のリスクの高い地域・・・地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

【補足】

堤防沈下等による浸水については、安全に避難ができる基準が国等で明確に示されていないため、ガイドラインの「30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を準用して検討することを基本とする。

ウ 避難対象者の特性に応じた検討

- ・津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とする。

エ 津波到達時間の設定

- ・津波到達時間（堤防沈下等による浸水を含む）は、愛知県津波浸水想定（平成26年（2014年）11月）を基本としつつ、地域の実情に応じて、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年（2014年）3月）及びその他市町村独自で実施した想定・調査などを活用し設定する。

オ 避難可能範囲の算出

- ・避難可能範囲は、津波到達時間や昼夜の違いを考慮し、地域の実情に応じて適切に定

める。

【補足】

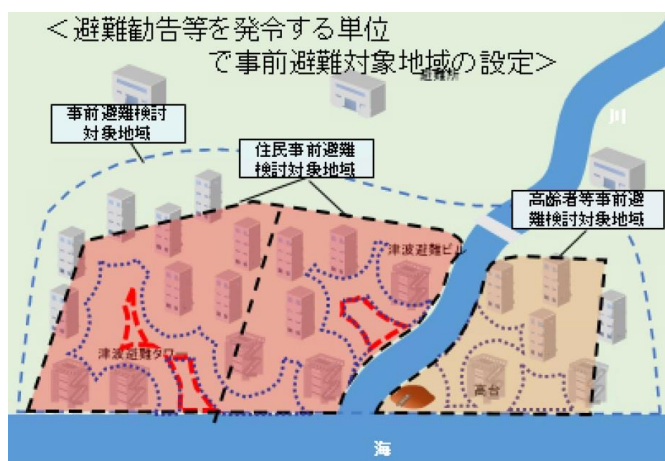
避難可能範囲については、既存及び整備予定の津波避難施設（津波避難ビル、タワー、高台等）において、歩行速度、避難距離、避難に要する時間等を考慮して算定する。

カ 事前避難対象地域の設定

- ・イの地域から健常者の避難可能範囲を除いた地域を「住民事前避難対象地域」とし、避難指示等を発令し避難を継続する。
- ・イの地域から要配慮者の避難可能範囲及び住民事前避難対象地域を除いた地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、避難準備・高齢者等避難開始を発令し避難を継続する。

【補足】

- ・臨時情報が必ずしも発表されるわけではないため、事前避難対象地域に該当しなくとも、津波浸水想定区域の住民は直ちに避難を開始できる準備が必要である。
- ・立ち退き避難より、屋内安全確保（垂直避難）が効果的な場合は、建物の耐震性、耐浪性などを考慮し、選択肢として検討することも差し支えない。ただし、屋内安全確保（垂直避難）を行う場合は、後発地震発生後に速やかな避難が行えるよう事前の備えが必要であることについて留意のこと。
- ・各種の想定後に整備された海岸保全施設等のハード対策についての効果は、市の判断により整備効果を加味して検討することを妨げない。ただし、整備の効果が必ずしも十分に発揮されるとは限らないことについて、住民等の理解を得ておく必要がある。



避難可能範囲を除いた地域を含む単位（避難指示等を発令する単位）※に対し、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定する。

※地域の実情に応じて、避難指示等を発令する単位を適切に細分化する。

(2) 本市における事前避難対象地域

「(1) 事前避難対象地域を検討するための諸条件に記載する考え方にに基づき、本市における事前避難対象地域を設定する。

ア 避難検討対象地域

津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本とする。

イ 避難可能範囲の算出

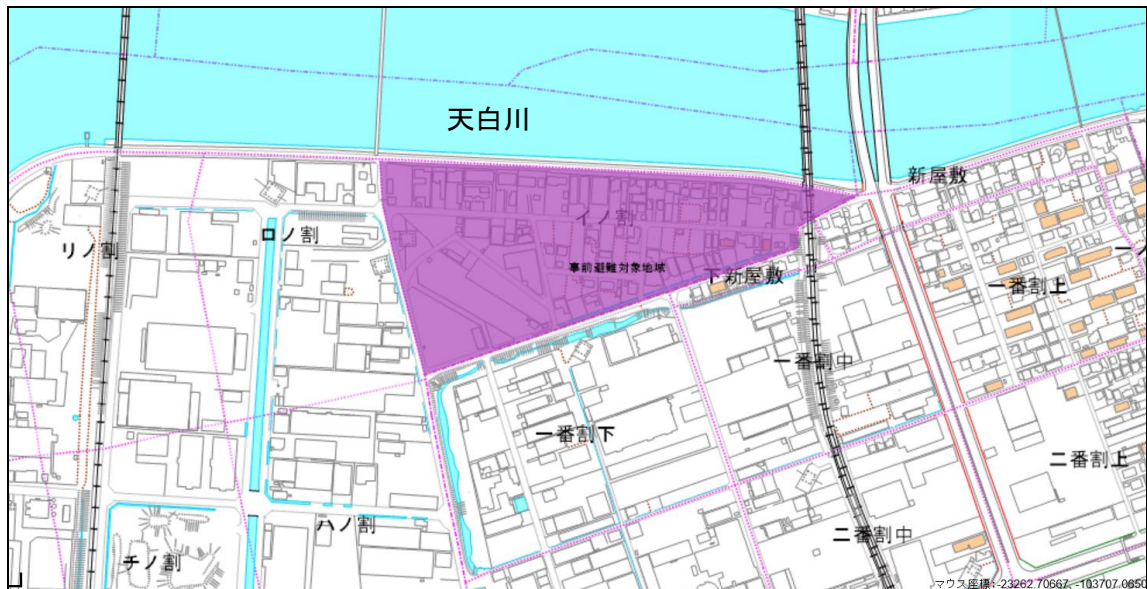
健常者と要配慮者別に避難可能範囲を算出することとされており、ともに避難開始に要する時間として約10分を見込むこと及び最寄りの拠点避難所等まで避難に要する時間が移動速度を考慮してもともに約20分以上見込まれ、避難時間が約30分以上となることから、避難可能範囲はないこととする。

また、避難検討対象地域から健常者の避難可能範囲を除いた地域を「住民事前避難対象地域」、要配慮者の避難可能範囲及び住民事前避難対象地域を除いた地域を「高齢者等避難対象地域」とすることとされているが、本市は避難可能範囲が無いことから、この2つを区分しないこととする。

ウ 事前避難対象地域の設定

避難検討対象地域のうち、浸水エリア内に市民が居住している地域を基本として検討し、原則、避難情報等は町・字単位で発令することから次に示す地域を設定する。

[事前避難対象地域]
南柴田町イノ割 (全域)



3 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の防災対応については、「東海市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」に記載する事項に十分配慮し、後発地震への備えを適切に実施することにより、南海トラフ地震の被害を軽減することとする。